

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について (答申(素案)) 目次

第1部 今後の地域における社会教育の在り方

第1章 地域における社会教育の目指すもの	1
1. 地域における社会教育の意義と果たすべき役割 ～「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり～	1
2. 新たな社会教育の方向性 ～開かれ、つながる社会教育の実現～	4
第2章 「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりに向けた具体的な方策	7
1. 学びへの参加のきっかけづくりの推進	7
2. 多様な主体との連携・協働の推進	9
3. 多様な人材の幅広い活用	13
4. 社会教育の基盤整備と多様な資金調達手法の活用等	15

第2部 今後の社会教育施設の所管の在り方

第1章 今後の社会教育施設に求められる役割	18
第2章 今後の社会教育施設の所管の在り方	24
1. 特例を設けることについて	26
2. 社会教育の適切な実施の確保の在り方について	27
3. 公立社会教育施設の所管に関する考え方	29
4. 地方公共団体において特例措置を活用する場合に留意が求められる点	29

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について (答申(素案))

第1部 今後の地域における社会教育の在り方

第1章 地域における社会教育の目指すもの

1. 地域における社会教育の意義と果たすべき役割

～「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり～

- 我が国は、少子化による人口減少、急速な高齢化、グローバル化、第4次産業革命の進展など大きな変革の中にあり、地域社会においても、地域経済の縮小や商店街の衰退、医療・介護の需給逼迫、一人親世帯の増加等を背景とした貧困問題、地域の伝統行事等の担い手の減少、財政の悪化、人と人とのつながりの希薄化による社会的孤立の拡大など、様々な課題に直面している。また、今後は、人口減少のさらなる進行や人生100年時代の到来、Society5.0¹に代表されるような社会の大きな変化が予想されている。
- また、国際的な動きとして、2015年9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標」(SDGs)が採択され、地球上の「誰一人として取り残さない(leave no one behind)」をテーマに、持続可能な世界を実現するための国際目標が定められている。目標は、誰一人として取り残さない「包摂性」や、全てのステークホルダーが役割を持つ「参画性」、社会・経済・環境に統合的に取り組む「統合性」等が特徴とされている。また、SDGsを受けて策定された日本国内の実施指針においても、優先的に進める分野の一つとして「あらゆる人々の活躍の推進」が挙げられている。
- 今後より多様で複雑化する課題と向き合いながら、一人一人がより豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会づくりを進めるためには、行政のみならず企業や大学、団体、個人など様々な主体がそれぞれの立場から主体的に取り組むことが必要となる。特に地域においては、行政＝サービスの提供者、住民＝サービスの享受者という二分論の役割分担によるのではなく、住民自らが担い手としてその運営に主体的に関わっていくことがこれまで以上に重要となる。

¹ サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)のこと。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

- また、取り組むべき課題が多様で複雑なものとなれば、その解決のためには、専門的・学問的な視点がより重要なものとなる。知識基盤社会 (knowledge-based society) においては、私的・公的両面で生起する様々な課題に対処するために、学びの力を活かすことが不可欠となる。特に、人生 100 年時代には、「高齢者から若者まで、すべての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくる必要²」があり、その重要な鍵を握るのは、生涯学習社会の実現にあると考えられる。一人一人が、学びを通じてその能力を不断に高め続けることができるよう、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を個人の生活や地域での活動等に生かすことのできる「生涯学習社会」実現への取組をより強固に進める必要がある。
- 教育基本法第 3 条においては、生涯学習の理念として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されている。生涯学習は、学校教育や社会教育を通じた意図的・組織的な学習はもちろん、個人の学習や様々な活動から得られる意図的ではない学習も含む幅広い概念である。
- その中で、社会教育は、社会教育法において「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう」と定義されるとおり、学校教育の領域を除いたあらゆる組織的な教育活動を対象とするものであり、個人が生涯にわたって多様な学習を行い、その成果を活かす機会を提供するものとして、生涯学習社会の実現に向けて中核的な役割を果たすべきものである。
- 社会教育は、そこでの学びを通じて個人の成長を期するとともに、他者と学び合い認め合うことで相互のつながりを形成していくものであることがその特徴といえる。特に、他者との交流を通じて、新たな気づきや学びや活動への動機付けが更に進み、より主体的な学びや活動へとつながっていくことも社会教育の強みと考えられ、戦後の社会教育はこのような強みを生かしながら学び合い支え合う地域づくりに貢献してきた。今後、人口減少など社会の大きな変化の中にあって、住民の主体的な参画による持続可能な社会づくり、地域づくりに向けて、社会教育はこれまで以上に役割を果たすことが期待されている。

² 人生 100 年時代構想会議「人づくり革命 基本構想」（平成 30 年 6 月）

- とりわけ、地域における社会教育は、住民個人、住民相互、住民と地域社会というそれぞれの局面において特色や機能を有している。
- まず、住民個人に着目すると、地域における住民の学びは、健康な暮らし、安全な暮らし、子育て、趣味・教養の充実、職業的・社会的課題への対応、生きがいづくりなど、個人の問題意識や関心をきっかけとして行われ、その学びの過程を通じて個人の知的欲求が満たされ、生活の改善や、人間としての成長、自己実現につながっていくことが期待される（人づくりという側面）。
- また、住民相互の関わりという点では、社会教育における学びの場では、住民の学びを通じたつながりの輪の中で、同様の悩みや類似の関心を持つ者同士の助け合いや、異なる意見を持つ他者との対話や議論が生まれる。このような相互学習を通じて、相互に理解し認め合うことによる自己肯定感や幸福感、つながり意識などが醸成され、住民同士の絆が強まるなどの効果もたらされると考えられる（つながりづくりという側面）。
- そして、住民と地域社会との関わりという点では、上述した住民相互のつながりや相互に認め合う関係は、生き生きとした地域コミュニティを形成し、地域が直面する様々な課題の解決に向けた住民の主体的な活動を活発化させるための基盤を形成するものとして機能する。地域で共に学び、問題意識を共有したり、相互に認め合い、自らが地域の中に居場所を持っているという肯定感を得たりする過程を通じて、地域に対する愛着や誇り、帰属意識が育まれる。このことは、住民同士が対話や議論を通じて地域の将来像を考え、自らも当事者としてよりよい地域づくりに持続的に取り組もうとする意欲にもつながるものである（地域づくりという側面）。
- なお、社会教育を通じた「人づくり」や「つながりづくり」は、それ自体が一人一人にとって大きな意義を有するものであるとともに、人口減少時代の地域が直面する様々な困難な状況の中で、地域を活性化し、住民が主体的に課題を発見し共有し解決していく持続的な「地域づくり」につながっていく意義を持つものであることに留意する必要がある。
- さらに、学びを学びで終わらせるのではなく、その成果を地域の活動の中で積極的に生かすことは、誰かの役に立っているという喜びをもたらし、より積極的に地域の活動に参画する熱意や、さらなる課題解決のために新たな学びを求めるといった、持続的な学びと活動の循環につながっていく。人生100年時代を迎え、家族や学校、仕事に加え、地域での生きがいある活動に世代を問わず参加することは、一人一人の

人生をより充実したものとする上で大きな意義を持つと考えられる。

- このように、社会教育は、個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割を持つものであり、その要となるのが学びの場を通じた住民相互のつながりである。人口減少や、コミュニティの衰退を受けて、住民参画による地域づくりがこれまで以上に求められる中、社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりの重要性は地方行政全体を通じてますます大きくなっている。こうした時代の要請の高まりの中で、社会教育は社会に対してより開かれたものとして、また、住民相互のつながりを提供する場として、新たな展開を図ることが求められている。行政としては、そのための環境の整備にこれまで以上に取り組む必要がある。

2. 新たな社会教育の方向性 ～開かれ、つながる社会教育の実現～

- 今後、地域において社会教育がその意義を踏まえた本質的な役割を果たすためには、現状を見据え、以下のような観点を中心に、社会教育の在り方を大きく進化させる必要がある。

(住民の主体的な参加のためのきっかけづくり)

- 一点目として、若者や現役世代など、一般的に地域における社会教育への参加が少ない層を含め、今後、より多くの住民の主体的な参加を得られるような方策を工夫し強化していくことが重要である。
- 具体的には、地域における学びの機会に関する情報の収集・提供や、オンラインによる学習など時間的な制約なく学ぶことができる機会の充実などの方策に加え、学ぼうという意欲を持つすべての人が実際に一步を踏み出すきっかけをつくるとともに、学びの継続を支える仕組みや魅力づくりを工夫していく必要がある。
- 学ぼうという意思があっても、多くの人にとって、実際に学習の場に参加するためには何らかのきっかけが必要となる。特に、誰一人として取り残さない社会づくりを目指し、社会的に孤立しがちな住民等の学びを通じた地域社会への参画を支援するためには、積極的な声掛けなどより丁寧な対応が求められる。
- 地域における学びのきっかけづくりとしては、住民にとって身近で目的を共有しやすいテーマを設定し、それぞれが持つ知恵を出し合いながら、楽しく、誇りをもって取り組んでいけるような学習の機会を作ることが有効と考えられる。同時に、学習の成果を地域での活動に活かすことで、充実感が味わえ、また、新たな課題の解決のた

めに更に学ぼうという、「学びと活動の循環」につながっていくことが期待される。

- そのような観点からは、特に、幅広い地域住民等の参画により、地域と学校が共に手を携え、地域の子供たちの豊かな学びや健やかな成長と、地域活性化の双方を目指す「地域学校協働活動」は、全ての地域で実施が望まれるものである。また、いずれの地域でも大きな課題となっている「地域防災」、健康長寿と地域の社会保障費の効率化に貢献する「健康」などに関する学びと活動は、多くの地域で格好のテーマとなるものと考えられる。

(ネットワーク型行政の実質化)

- 二点目として、一般に、社会教育部局のみで完結しがちな「社会教育」の壁を打ち破り、多様な主体との連携・協働を実現することが重要である。本来的には、社会教育は学校教育以外の組織的な教育活動全般を指すものであり、教育委員会やいわゆる社会教育関係団体だけでなく、首長部局や NPO、大学、民間事業者等もその担い手として期待されるものである。実際に、首長部局や NPO 等の団体等による多様な学習機会の提供も活発に行われており、これらの活動に熱意と専門性を持って取り組む人材も多く存在するようになっている。
- しかしながら、これらの団体等は、教育委員会や社会教育関係団体とのつながりを持っていないことが多く、その活動が実質的に社会教育に該当するものであっても、自らの活動を社会教育と認識していない場合もある。
- 一方、教育委員会の実施する社会教育の学級・講座数は、厳しい財政状況等の影響もあって減少傾向にある³。また、社会教育関係団体の中には、高い意欲をもって様々な経験知を活かしつつ首長部局等とも連携して様々な地域課題に取り組んでいるところがある一方で、参加者の固定化や高齢化などから、活動の継続に困難を抱えるところもある。
- 社会教育行政については、かねてから多様な主体との連携・協働によるネットワーク型行政を推進すべきことが指摘されてきたが、その取組はいまだ十分とは言い難く、教育委員会の社会教育行政担当部局のみで完結していることも少なくない。ネットワーク型行政の実質化に正面から取り組み、人づくり・つながりづくりを通じた地域づくりの基盤を、首長部局等とともに構築していくことが今こそ必要である。

(地域の学びと活動を活性化する人材の活躍)

³ 文部科学省「社会教育調査」

- 三点目として、学びや活動と参加者をつなぎ、地域の学びと活動を活性化する専門性ある人材にスポットライトを当て、その活躍を後押しすることが重要である。
- 学校教育と異なり、社会教育には特段の制度的な枠組みはなく、扱う学習の内容や形態も極めて多様である。だからこそ、地域における様々な学習機会について、全体を俯瞰的にとらえ、関係者間をつないだり、必要な学習の場について調整を行ったりする役割が重要である。
- 社会教育法においては、このような役割を果たす中核的な専門職として教育委員会に社会教育主事を配置することが規定されているが、その配置率は減少傾向にある。今後、新たな地域づくりに向けた社会教育の振興を図っていくためには、各教育委員会における社会教育主事の配置の充実やネットワーク化とともに、社会教育主事が、単に教育委員会の枠内での業務にとどまらず、首長部局や社会教育に関わる様々な主体等も含め、広く社会教育に関する取組を積極的に支援するよう、学びのオーガナイザーとしての業務内容の高度化を図るなど、総合的な視点に立った地域の社会教育振興に取り組むことが重要と考える。
- また、地域学校協働活動の推進に当たっては、社会教育法に規定された「地域学校協働活動推進員」が重要な役割を果たしていることなどを踏まえれば、地域の実情に応じ、例えば、民間の立場で地域の社会教育推進に大きな役割を果たしている人材と行政との連携を進めることにより、地域と行政を円滑につなぎ、きめ細かい視点で社会教育を活性化する取組も有効と考えられる。
- あわせて、2020年度からは、社会教育主事となるための講習修了者等が「社会教育士」と称することができることとなっている。社会教育士の持つコーディネート能力やファシリテート能力等の専門性は、今後、官民を問わず多くの分野で重要と考えられ、国においては講習等を受講しやすい環境の整備を図るとともに、積極的な広報等を通じ、社会の幅広い分野での社会教育士の活躍を後押しすることが求められる。

(社会教育の進化に向けて)

- 社会教育そのものはあくまで手段である。最終的に目指すべきは、個人の幸福な人生と、持続可能な活力ある社会の実現であり、その大きな鍵の一つが、「地域づくり」と考える。社会教育が「人づくり」「つながりづくり」という強みを最大限に発揮しつつ、「地域づくり」に大きく貢献しながらその目的を達成することができるよう、上記のような観点を踏まえ、これまで以上に「開かれ、つながる社会教育」へと進化を図る必要がある。

第2章 「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりに向けた具体的な方策

1. 学びへの参加のきっかけづくりの推進

- 社会教育における学びは自主的な活動であり、いかにそこでの学びと活動が一人一人の内的成長や充実した人生、豊かな地域づくりにつながるものであったとしても、本人が参加しようという意思を持ち、行動を起こさなければ動き出さない。
- 内閣府が行った「生涯学習に関する世論調査」（平成30年7月）によると、この1年間くらいに「学習したことがない」と答えた者41.3%のうち、その理由として「きっかけがつかめない」ことを挙げた者の割合が15.8%に上っている。このことを踏まえると、今後の社会教育行政においては、様々な学習機会の提供に加え、参加のきっかけづくり等を進めることで、より多くの住民が地域づくりを含む多様な活動に主体的に参加できるようにすることが必要である。
- 特に、次世代を担う子供・若者が、社会教育による学びを通じて地域の課題やその解決方法を様々な世代の住民とともに実践的に学ぶことは、持続可能な地域運営につながる。また、子供・若者の参加は他の住民の参加意欲にも好影響を与えるとともに、子供・若者自身にとっても、若年期に自分自身で課題を設定し取り組むなどの自己学習の習慣を身につけておくことは、その後の学習や社会生活においても大きな意義を持つ。
- また、年齢・性別・障害の有無・国籍・所得等にかかわらず、さらに、孤立しがちな人や、生きづらさを抱えた人も含め、全ての人が共に認め合い、温かい関係性の中で自らを高めながら暮らすことのできる共生社会を実現する上で、社会教育は大きな役割を果たしうる。社会の中で孤立しがちな人々の学びのきっかけづくりに向け、多様な関係者が連携し、より一層きめ細かい取組を進める必要がある。

<具体的方策>

- 学びや活動への住民の主体的な参画のためのきっかけづくりのため、地域の実情等も踏まえて様々な工夫を凝らす。具体的には、以下のような例も考えられる。
 - ・ 楽しさをベースとした学びや活動を組織する。また、活動の様子を継続的に発信することで、さらなる参加者を呼びこむ工夫を行う。

- ・ 子育て・子供の教育、防災、健康づくりといった、「地域の魅力化」「より良い地域づくり」につながる身近で前向きに取り組みやすいテーマを設定する。
 - ・ 親子参加型のイベント等、子供をきっかけとして子育て世代が参加しやすい活動を工夫する。
 - ・ 地域学校協働活動や地域の行事等への参加を通じて、幼少期から子供の地域への理解と愛着を育む取組等を促進する。
 - ・ まちづくりの議論の際に子供から大人まで幅広い世代による熟議を行い、子供の意見を聴いて、その意見を尊重するなど、成功体験を持たせる。
 - ・ 若者の声やニーズを、若者自身が実際に具現化、実装化することにより、若者の自己有用感を増し、若者たちの参加を引き出す工夫を行う⁴。
 - ・ 地方公共団体と地元の大学等の連携事業等により、学生の地域活動への参加を促進し、学生と地域社会を結び付ける⁵。
 - ・ 地元の企業と連携し、社員のワークライフバランスの確保や企業の地域貢献等の観点から社会教育活動への参加の奨励を働きかける。
- 社会教育行政担当部局が福祉部局や民生委員等との連携を強化することにより、孤立しがちな人や生きづらさを抱えた人に対するアウトリーチの取組を強化する。その際、就労支援に関することや、外国人住民を対象とした日本語学習等の情報提供等も含め、ニーズを十分に踏まえた学びの機会の効果的な提供等につなげていくことも重要である。

⁴ 沖縄県那覇市立若狭公民館では、地域活動に参加する若者が少なく、公民館の活動も意識したことがない若者が多かったことから、公民館に対する認識を変えてもらうべく、NPOとも協力してミュージシャンを講師に招くなどし、合宿を行った。この中で「100人でだるまさんがころんだ」等のアイデアが生まれ、今では若者側から公民館の活用に係る提案・相談が寄せられるまでになったという。

⁵ また、千葉県東金市と城西国際大学は、官学連携事業の一環として、同大学の学生（26名）からなる機能別学生消防団を発足させた。学生消防団員は、平時は救命講習や消防団のPR活動、防災訓練等に、災害時には避難所の運営補助等に従事し、災害に強いまちづくりを目指している。

- ▶ 住民の当事者意識を高め、成果を実感しながら地域課題の発見から解決に至るまで参加者が共通理解をもって活動に取り組むとともに、その活動を持続的に発展させていくことができるような工夫をこらす。そのためには、例えば、課題の発見・共有・解決の三つの段階を意識しながら、地域コミュニティの将来像を構想し、共有化した上で、参加者が協働して目標達成に向け取り組み、解決を目指すといったプロセスが重要と考えられる。その際、活動を振り返り、次に生かす計画・実践・評価・改善のサイクル（PDCA サイクル）を参加者が見える化しながら進める⁶ことも有効である。
- ▶ 国においては、地域住民の主体的な参画のためのきっかけづくりについて、各地における具体的な取組を収集し、広く共有する。また、地域における活動の構想から評価に至るモデル例・留意点等を示すため、事例分析と周知を行うことも求められる。

2. 多様な主体との連携・協働の推進

（首長部局、団体等との連携・協働）

- 各地域においては、社会教育行政担当部局のみならず、他の行政部局においても、それぞれの行政課題に応じた様々な学習機会が提供されている。また、伝統的な社会教育関係団体に加え、NPO 等の新たな団体の数も年々増加しており、NPO 法人の半数近くが社会教育の推進を図る活動を行っている⁷。さらに企業においても、CSR (Corporate Social Responsibility : 企業の社会的責任) 活動として、教育分野を含む多彩な地域貢献活動が各地で行われている。
- 加えて、複数の大学が連携して教育活動を行い、教育研究の成果等を地域に還元することを目的の一つとする大学コンソーシアムの活動が盛んになるとともに、「地域」を冠した学部を擁する大学が近年増加傾向にあるなど、大学においても地域づくりに貢献しようとする動きが強まっている⁸。

⁶ 沖縄県那覇市立若狭公民館では、多様な地域住民の状況を把握して、地域課題の仮説を立て、ユニークかつ創造的なプログラムで取り組むことに留意しており、活動の際の課題設定から企画、評価までの流れを整理して考えられるよう手帳式にまとめた「じゃばら手帳」を作成した。

⁷ 内閣府ホームページ (<https://www.npo-homepage.go.jp/about/toukei-info/ninshou-bunyabetsu>) より。平成 30 年 3 月 31 日までに認証を受けた 51,870 法人のうち、25,173 法人が社会教育の推進を図る活動を活動分野として定款に記載している。

⁸ 千葉大学では、全学共通教育による地域人材の育成に取り組んでいる。新入生は地域に関する授業が必修とされ、これを入り口に、市民とのワークショップ、PBL (Project Based

- 中央教育審議会の過去の答申⁹においても、社会教育について、ネットワーク型行政の一層の推進に取り組むことが求められる旨指摘されている。今後はこれまで以上に、学習者のニーズに応えるとともに、多様かつ複合的な地域課題により効果的に対応するため、社会教育行政担当部局と首長部局との連携を強化することはもとより、社会教育関係団体、企業、NPO、学校等の多様な主体との連携を強化することが求められる。
- その中で、組織レベルの連携・協働を通じて、例えば、社会教育にこれまで関わりはなかったものの、地域づくりに熱意をもって取り組んできた様々な分野の人材を社会教育の新たな担い手として積極的に巻き込んでいくことが重要である。また、今後の持続可能な地域づくりのためには、社会教育の強みである学びを通じた人づくりやつながりづくりの視点を、首長部局をはじめとする様々な主体の活動の中に積極的に組み込んでいくことも重要と考えられる¹⁰。
- 社会教育を通じて、多様な担い手との連携・協働が深まることにより、これまでになかった新たなアイデアや価値が生まれ、新しい地域づくりにつながることが期待される。

<具体的方策>

- 首長部局との連携を効果的に図るため、総合教育会議を活用する。同会議のより積極的な活用を通じ、分野を越えた連携による効果的な施策の実現や、あらゆる行政分野における住民の主体的な参加の促進につなげていくことが期待される。また、首長部局が策定する地方公共団体の総合計画等や、教育振興基本計画に、連携・協働体制の構築を含む社会教育の推進について明記していくことも重要である。
- 社会教育行政担当部局と首長部局との間での積極的な人事交流を推進する¹¹。地方公共団体において、多様化・高度化する地域課題に対応するためには、首長部局と

Learning)、地域のNPOや企業でのインターンシップ等、多彩な学修活動を展開している。地域づくりの職業としての受け皿として、大学発ベンチャー等を設立した実績もある。

⁹ 中央教育審議会「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について（答申）」（平成10年9月）、中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～（答申）」（平成20年12月）

¹⁰ 北海道公民館協会では、平成28年度に専門部会として「首長部会」を設立し、市町村長等を対象に社会教育に係る研修を実施している。

¹¹ 長野県飯田市では、市職員が教育委員会に出向し、公民館主事として地域の第一線での実践経験を積み、その経験を各行政施策へと反映させる仕組みが定着しており、住民目線の行政の実現に寄与している。

教育委員会が縦割りを排し、相互に強みを生かしながら密接に連携し、総合的な視点で取り組む必要がある。そのための計画的・戦略的な人材育成の一環として、首長部局と社会教育行政担当部局の人事交流は有効と考えられる。

- 多様かつ特色のある教育資源を有する NPO との連携を推進し、地域における豊かな学びと活動につなげていく¹²。また、社会教育以外の分野において、地域づくりに専門的なノウハウを有する NPO 等が、いわゆる中間支援組織として地域課題解決のための体制づくりの支援等を行っている事例があり、社会教育の分野においても、こうした中間支援組織との連携を深めることも有効と考えられる。
- 専門的かつ高度な人材や施設設備など貴重な学習資源を活用して地域貢献をしようとする企業との連携を進め、行政と企業双方にとって WIN-WIN の関係づくりを目指す。
- 大学等の高等教育機関における地域住民も共に学ぶ連携講座等¹³の開講を働きかけることなどを通じて、高等教育機関との連携を深める。
- 各地方公共団体において、地域づくりに関係する NPO 等の団体や大学、企業等と行政関係者が一堂に会し、意見交換や協議を行う場を設ける。
- 国においては、社会教育における NPO や大学、企業等の多様な主体との連携・協働に関する先進事例の収集・分析、情報発信を進める。

(学校教育との連携・協働)

- 学校教育においては、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程¹⁴」という理念の実現や、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」づくりのため、地域と連

¹² 放課後 NPO アフタースクールでは、放課後の学校を活用し、地域住民が「放課後市民先生」となって、ものづくりやスポーツなど子供たちの多様な活動をサポートする放課後子供教室を実施している。子供たちに好影響があるのみならず、住民も、子供たちの実情に目が向くことで、自分も地域のために活動したいという思いが湧くという。

¹³ 愛媛県松山市では、学生と公募の市民が共に大学で学ぶ「ふるさとふれあい塾」が開催され、一定回数以上の受講で松山観光コンシェルジュの資格が付与され、その資格を有した人はボランティア団体に登録できる。知識の習得、郷土愛の醸成、そして活動の場、生きがいの獲得となり、学生にとっては卒業単位にもなる。

¹⁴ 2017 年に公示された小・中学校新学習指導要領では学校教育を学校内に閉じずに社会教育との連携により児童生徒に求められる資質・能力を育むことを重視する「社会に開かれた教育課程」の実現を求めており、例えば 総合的な学習の時間について、児童生徒が実社会・実生活の中から主体的に課題を見付け、その解決に向けて学びを深めることを重視している。

携した教育活動の充実を一層推進している。平成 29 年には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員会に学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）が努力義務化されている。

- 社会教育の分野においても、平成 29 年の社会教育法の改正により、地域学校協働活動の推進が教育委員会の事務として新たに規定され、地域と学校の連携・協働が様々な活動の実践によって広がりつつある。
- 地域学校協働活動は、地域全体の新しい人づくり・つながりづくりの機会として大きな可能性を持つものであり、子供に関わる活動への参加をきっかけとし、防災や福祉といった、地域づくりに関する新たな課題に対応するための学びと活動の輪が広がっていくことが期待される。
- 学校教育と社会教育を通じて、子供たちが地域に幅広いつながりを持ち、生涯にわたり学び続けながら主体的に社会を形成する人材へと成長していく過程を支援することが重要であり、そのためには、地域における学校教育と社会教育との一層の連携を推進する必要がある。

<具体的方策>

- 地域と学校の連携・協働を組織的・継続的に推進するため、「学校運営協議会」の設置や「地域学校協働本部」の整備、「地域学校協働活動推進員」の配置の促進といった基盤づくりを進める。
- 児童生徒が実社会・実生活の中から主体的に課題を見付け、その解決に向けて学びを深めることを重視する観点から、図書館や博物館等の社会教育施設を、「総合的な学習の時間」で、夏期休業期間や土日等も含め積極的に活用し、子供たちが地域の中で活動しながら学ぶ機会を充実する。
- 高校生の地域との関わりを強化する。特に、高等学校教育改革の観点から、社会教育の人的資源を活かしながら、地域の様々な課題を学び解決に向けた行動を起こす取組¹⁵を通じて、高校生の学習意欲の向上、地域への愛着を育む機会を設ける。例えば、ソーシャルビジネスの手法により地域の課題を解決する取組¹⁶や、高校と地域

¹⁵ 長野県飯田市では、飯田 OIDE 長姫高校・飯田市（公民館）・松本大学の三者が協定を締結し、高校生が地域課題を主体的に考える「地域人教育」の実施を支援している。

¹⁶ 生徒が地域の資源を学び、見直し、その成果を活用するとともに地域の支援も受けて、ソーシャルビジネスの手法により地域の課題を解決していく取組（SBP：Social Business

(自治体、大学)が協働して地域での系統的な教育を行い、地域を担う人材を育成する取組等は有効と考えられる。

- ▶ 教師や教員養成課程の学生に対し、社会教育主事講習の受講や社会教育主事養成課程における科目の履修、社会教育士の取得を推奨する。社会教育の専門的人材に求められるコーディネート能力、ファシリテーション能力は、「社会に開かれた教育課程」を実現する上で教師にも必要な能力であると考えられる。
- ▶ 国においては、各学校が実施する総合的な学習の時間において、社会教育施設やNPO・企業等と連携する際の留意事項を整理し、各教育委員会に周知する。また、社会教育と学校教育との連携・協働に関する先進事例の収集・分析、情報発信を進める。

3. 多様な人材の幅広い活用

- 「1.」の「学びへの参加のきっかけづくり」を推進する上でも、「2.」の「多様な主体との連携・協働」を推進する上でも、これらを実際に主導するため様々な取組を企画しコーディネートし、実施する人材が重要である。
- 従来から、地域においては、青年団や婦人会、PTA等を中心に地域の学びと活動が推進され、その中で活動を担う中核となる人材が育成されてきた。近年では、これらに加え、地域学校協働活動を推進する地域学校協働活動推進員(コーディネーター)や、NPO等で活動する者など幅広い人材が地域において活動している。今後、多様化・複雑化する地域の課題に対応し、地域づくりを進めていく上では、これまで社会教育と関わりがなかった幅広い世代の多様な専門性を持つ人材等も巻き込みながら、幅広い連携体制を構築していく必要がある。
- また、社会教育法に基づき、教育委員会に置かれている社会教育主事は、社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を援助する役割を果たしている。今後は、さらに「学びのオーガナイザー」としての中心的な役割を担っていくことが求められ、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体の地域課題解決の取組においても、コーディネート能力やファシリテート能力等を発揮し、取組全体をけん引する極めて重

Project)。全国初の事例となった三重県立南伊勢高校では、SBPの取組(セレクトギフト、ゆるキャラを使ったたい焼きの企画・販売)をきっかけに、廃校の危機を脱したのみならず、高齢化と人口減少に悩む町の活性化にも大きく寄与した。

要な役割を担うことが期待される。

- さらに、社会教育主事の資格取得に係る社会教育主事講習の修了証書を授与された者又は社会教育主事養成課程の修了者が、教育委員会のみならず社会において広く活用されるよう、2020年度よりこれらの者については社会教育士と称することができることとされた。社会教育士は、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わっていくことが期待されるものであり、地域における課題解決の活動等に取り組む多様な人材が社会教育士の資格を取得し、地域の様々な取組において活躍することが期待される。
- 社会教育士は首長部局においても広く配置され、教育委員会に置かれる社会教育主事を中心とした各部局間の連携体制の構築につながることを期待される。また、各社会教育士が持つノウハウや、住民のニーズや地域の課題等に関する情報の共有を図るため、行政内部のみならず、地域学校協働活動推進員、NPOや企業等、多様な場に社会教育士が存在し、相互の連携が図られることが重要である。
- 社会教育主事や社会教育士等の専門的人材に加え、地域において様々な分野で活動する多様な人材等も含め、分野を超えた連携体制を構築し、地域の社会教育が抱える課題等の共通の問題について協働して解決・改善に当たる環境を整備する必要がある。

<具体的方策>

- まちづくりや地域の課題解決に熱意を持って取り組んでいる幅広い世代の多様な専門性を持つ人材等を、地域の実情を踏まえつつ、社会教育の活動に巻き込み、連携体制を構築するための方策を検討する。例えば、これらの人材に対し、教育委員会が非常勤の行政職を委嘱することなども考えられる。
- その際、地域の実情に応じ、社会教育に優れた識見や経験を有する者として教育委員会が委嘱する非常勤職である社会教育委員（社会教育法第15条）との有効な連携を図る。
- 地方公共団体においては、社会教育主事が社会教育法に規定する必置の職員であることを踏まえ、確実に社会教育主事を配置する。
- 国においては、社会教育主事等の必要性・重要性の発信の強化、社会教育主事講習等の受講方法の多様化に向けた検討を行う。また、都道府県が派遣社会教育主事制度を

活用し、市町村への社会教育主事の配置を進め効果を上げている事例などについても、広く情報を収集し周知を図ることが有効である。

- 2020年度からの「社会教育士」制度の発足に向け、社会教育士の活動のイメージを具体的に描き、社会的な関心を一層高めていけるよう、国においてその職務や活躍の場について具体的に検討し、広く広報する。地域の課題解決等に取り組む多様な人材に対し、社会教育士の取得を推奨する。
- 地域において社会教育の専門的人材が連携し、その役割を十分発揮できるよう、社会教育主事、社会教育主事有資格者、社会教育士等の幅広い関係者間の情報共有、連携・協働を図る場の設定等を行うとともに、社会教育の推進体制の強化を図る。
- 国においては、そうした人材の研修・交流を行う場を設け、地域の枠を超えた学び合いと連携を促進する。

4. 社会教育の基盤整備と多様な資金調達手法の活用等

○ 地方公共団体の社会教育費は、ピーク時に比して減少傾向にある¹⁷。第1章で述べたような今後の地域づくりにおける社会教育の重要性にかんがみれば、社会教育に公的資金を投入することは、結果的に様々な行政コストを抑制することにもつながる¹⁸可能性があると考えられ、各地方公共団体において、十分な社会教育費の確保が望まれる。同時に、地域財政のひっ迫の中でも、社会教育の取組を活性化し、持続可能なものとする観点からは、社会教育の基盤整備や資金調達の面において、更なる工夫が必要である。

○ 例えば、近年地方公共団体では、まちづくりや高齢化の進展への対応等、複合化し深刻化する課題の顕在化や、地方行政の総合化・効率化の要請の表れとして、社会教育施設を複合施設として整備する事例も増えてきている¹⁹。複合施設では、様々な分野の施設を集約することによって、効率的な運営が可能となるのみならず、多くの住民が集

¹⁷ 文部科学省「地方教育費調査」

¹⁸ 内閣府「ソーシャル・キャピタル：豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて」（平成15年6月）によると、ボランティア活動の活発な地域は、他の地域と比べて、例えば、犯罪発生率が概して低いという傾向がみられるという。

¹⁹ 現状において、公立社会教育施設の複合化の状況は、図書館については65.0%、公民館は31.6%、博物館は19.2%となっている。その割合は年々高まるとともに、例えば、図書館と医療・福祉施設の複合化など人口の高齢化を見据えた新たな取組も進められる状況となっている。

まり交流する拠点となることが期待される。また、他の公共施設との複合化のほか、カフェやレストラン等の民間施設との併設により、地域活性化やにぎわいの創出が図られることも期待される²⁰。

- また、近年、官民を問わず多様な資金調達手法の活用に注目が集まっている。中でも、インターネットを介して不特定多数の人々から資金調達する「クラウドファンディング」は、政府²¹や大学等においても、活用の事例が広がってきている。クラウドファンディングは、参加者がその事業に注目するのみならず、参加意識を持って持続的に関わるきっかけとなる可能性があり有効な手法と考えられる。実際に、社会教育においてクラウドファンディングを活用し、成果を得た事例もあり、²²こういった資金調達手法の活用は、地域における社会教育の取組の可能性を広げ、持続可能なものとしていく観点から重要であると言える。
- このほか、地方銀行が中心となって推進されている、利払い金の半額を社会貢献に使う「CSR 社債」や、民間の資金提供者から調達する資金によって企業等が公的サービスを提供し、その成果に応じて行政が資金提供者に資金を償還する SIB (Social Impact Bond) について、社会教育の分野でも取り入れることについても指摘があり、資金調達手法の一つとして情報収集することが望ましい。
- 社会教育の基盤整備や、多様な資金調達手法の活用については、各地方公共団体において検討を進めることが期待されるが、国においては、優良事例の収集を行いその展開を図ることが重要である。その際、成否の要因の分析や業務の手順、経理等に係

²⁰ 神奈川県大和市文化創造拠点シリウスでは、図書館等を中核とする複合施設として整備したことで、施設機能の一部を使用しない場合でも、その場所を一般の利用に供するなど、施設全体として有効に活用されている。また、複合化によって施設に多くの人が集まり、地域の通行量が増加したことで、周辺の商店や飲食店にも好影響を与えているという。

²¹ 例えば、総務省では、平成 28 年度から、地域おこし協力隊員・OB が地域で起業するためのビジネスプランを、ふるさと納税を活用した寄附を通じて応援する「クラウドファンディング官民連携事業」を、復興庁では、平成 30 年度から、被災地の事業者が新商品開発や販路開拓等の新たな事業を展開する際に必要な資金を円滑に獲得できるようにするため、自立的な資金調達手法であるクラウドファンディングの普及・活用を推進する「被災地企業の資金調達等支援事業」を開始している。

²² 国立科学博物館では、研究と実験の二本柱からなるプロジェクトにクラウドファンディングを導入。公的研究費の対象外であり、多額の経費がかかる実験の部分に、クラウドファンディングの資金を充てることとした。博物館全体の組織的なバックアップや、イベント開催、SNS の活用等切れ目のない広報戦略等により、目標額を達成した。また、NPO 法人「そらまめの会」(指宿市立図書館指定管理者) では、「本のある空間を届けるブックカフェプロジェクト」において、クラウドファンディングを活用。地域の実情を踏まえ、粘り強く宣伝(「歩くクラウドファンディング」)を実践したこと等により、様々な人と関わり、プロジェクトに巻き込んでいくことができた。最終的に目標額を集め、移動図書館を十数年ぶりに地域に復活させることができた。

る留意事項等についても情報を収集し、提供していくことが重要である。

第2部 今後の社会教育施設の所管の在り方

第1章 今後の社会教育施設に求められる役割

- 社会教育施設は、平成27年10月現在、全国に公民館が14,171施設（別に公民館類似施設が670施設）、図書館が3,331施設、博物館（博物館相当施設、博物館類似施設を含む）が5,690施設、青少年教育施設が941施設、女性教育施設が367施設存在²³し、地域住民に身近な施設として、大きな強みを持っている。歴史的にも、人が育ち、人がつながる拠点として、学習手法や学習領域等における豊富な蓄積と、貴重な教育財産を有し、地域における社会教育の拠点として機能してきた。
- 近年においては、施設の管理に関して、施設の設置の目的を効果的に達成するための措置として、指定管理者制度が導入され、株式会社など民間事業者に管理を行わせることができることとなっており、各地方公共団体においてはこうした制度なども活用した柔軟な取組も行われるようになってきている。
- 一方で、社会教育施設の現状には厳しい意見もあり、少子化による人口減少、高齢化の急激な進展、地域経済の縮小等の社会情勢の急激な変化が進む中で、社会教育施設が真に地域の学習と活動の拠点として機能するためには、それぞれの施設が今後果たすべき役割を明確にするとともに、求められる役割を果たすために必要な取組を推進していく必要がある。
- 特に、サイバー空間と呼ばれるインターネット上の仮想的な空間が、情報通信技術の発達等を背景に飛躍的に発展している昨今において、人と人との交流や、書物や作品、資料などを通して実際に五感を使ってリアリティを体験することができる場としても、社会教育施設の重要性は高まっている。
- さらに、第1部で述べた今後の社会教育の方向性も踏まえ、今後の社会教育施設は、住民主体の地域づくり、持続可能な共生社会の構築に向けた幅広い取組や、行政をはじめとした地域の幅広い情報の発信拠点としても位置付けられるべきである。
- 近年、例えば、新たなテクノロジーも積極的に活用しながら、情報やモノ等を共同で活用しつつ、小さな単位で地域の課題解決に積極的に取り組もうとする活動などが注目されるようになってきている。こうした取組をはじめ、住民による主体的な活動に地域の社会教育施設がより積極的な役割を果たすことが重要と考える。

²³ 文部科学省「社会教育調査」

- また、いずれの社会教育施設についても、地域住民の社会教育施設に関する多様なニーズの十分な把握に努める²⁴とともに、障害の有無にかかわらず、全ての住民に開かれた施設としてユニバーサルデザイン化を進め、幅広い年齢層にわたる多様な人々のニーズに応え、あらゆる地域住民の社会的包摂に寄与するとの視点に立ち、運営の充実を図ることが求められる。その中で、第1部でも述べたように、生きづらさを抱えた人々を受け止め、学びを通して社会につなげる場としての役割にも十分に留意する必要がある。

(1) 公民館

- 公民館は、社会教育法に規定される目的を達成するため、地域の学習拠点として、地域住民の学習ニーズに対応した講座、講演会、展示会等を実施してきている。

<参考>

- 社会教育法（昭和24年法律第207号）

（目的）

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

- 公民館については、近年、館数が減少傾向にあるほか、主催事業が減少し、実態として利用者が固定化しているところも見受けられるなどの指摘もある。より効果的な事業展開に向け、住民参加の下での議論の活性化や、首長部局が所管するコミュニティセンター、NPO、民間企業等との多様なネットワークの構築などを通じ、その機能の強化を図ることが急務となっている。
- 地域コミュニティの衰退が社会全体の課題となる中、今後は、特に、住民が主体的に地域課題を解決するために必要な学習を推進する役割や、学習の成果を地域課題の解決のための実際の活動につなげていくための役割、地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点としての役割、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校との連携を強化するとともに、地域学校協働活動の拠点と

²⁴ 宮城県多賀城市立図書館では、若者に施設を活用してほしいとの思いから、企画段階から中学校でワークショップを丁寧に行うなど、整備に際し若い世代の意見を取り入れた。また、市内に現役世代が多く在住していることを踏まえ、そういった方々の利用を促進するため、365日、夜9時30分まで開館することとした。

しての役割などを強化することが求められる。また、中山間地域における「小さな拠点²⁵」の中核となる施設としての役割も期待される。さらに、外国人に対する日本語学習を公民館で提供するなど、外国人が地域に参画していくための学びの場としての活用も考えられる。

- また、特に公民館になじみが薄いとされる若年層をいかに引き付けていくかも重要である。例えば、公民館に愛称を付したり、若者向けの取組を若者自らの参画で企画したりして、まずは積極的に若者の来館を促す取組が求められる。
- なお、公民館は、昭和 21 年に「公民館の設置運営について」（文部次官通牒）で設置が奨励されることとなったが、その当時、公民館の機能としては、社会教育機関であるとともに、社会娯楽機関、町村自治振興の機関、産業振興の機関、新しい時代に処すべき青年の養成に最も関心を持つ機関としても期待されていたところである。
- これまで公民館が培ってきた地域との関係を生かしながら、地域の実態に応じた学習と活動を結びつけ、地域づくりにつなげる新しい地域の拠点施設を目指していくことが望まれる。

（２）図書館

- 図書館は、図書館法に規定される目的を達成するため、図書等の貸出、読書会、レファレンスサービス等を実施してきている。

<参考>

○図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）

（定義）

第 2 条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

²⁵ 小学校区など、複数の集落が散在する地域（集落生活圏）において、商店、診療所などの日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場所を集約・確保し、周辺集落とコミュニティバス等の交通ネットワークで結ぶことで、人々が集い、交流する機会が広がっていく、集落地域の再生を目指す取組（内閣府ホームページ（http://www.cao.go.jp/regional_management/about/objective/index.html）より）

- 今後は、一人一人の人格を陶冶し、人生を豊かにする読書や調査研究の機会を提供する役割を強化するとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、学校との連携の強化や、商工労働部局や健康福祉部局等とも連携した個人のスキルアップや就業等の支援、地域課題の解決や地域の先駆的・主体的な取組の支援に資するレファレンス機能の充実など、地域住民のニーズに対応できる情報拠点としての役割の強化が求められる。さらには、まちづくりの中核となる地域住民の交流の拠点としての機能の強化等も期待される。
- 生涯学習分科会等でのヒアリングにおいても、図書館について、多様な世代の住民をひきつけるという図書館の強みと、地域の抱える課題（例えば、住民の健康づくり、中心市街地の活性化等）に係る行政の機能を、複合施設において適切に融合させることにより、新たな学習のきっかけづくりや仲間作りなどの側面と、地域の課題解決の側面の双方において成果を上げている例が紹介された。
- さらに、図書館の機能の更なる広がり为例として、多様な働き方の広がりに対応するため、図書館を中核とした複合施設において、電源や通信環境、コピー機等を整備し、いわゆるコワーキングスペースとしての機能を果たしている例²⁶や、子供の貧困対策におけるアウトリーチの取組の一環として移動図書館を実施している例などもある。
- こうした状況も踏まえ、今後の図書館には、知識基盤社会における知識・情報の拠点として、公文書館等との連携による資料の充実を図るとともに、市民生活のあらゆる分野に係る関係機関との連携の下、利用者及び住民の要望や社会の要請に応えるための運営の充実を図ることが望まれる。

(3) 博物館

- 博物館は、博物館法に規定される目的を達成するため、様々な学術資料・芸術作品・文化財等を収集・保管し、それらについての調査研究を行い、資料や調査研究の成果を用いた展示・教育事業を行ってきている。博物館の対象とする分野は極めて多様であり、個々の博物館を見ても、美術館、歴史博物館、科学館、動物園、水族館等幅広く様々な事業活動が行われていることがその特徴の一つである。また、教育委員会が所管する登録施設のほか、博物館相当施設として教育委員会だけでなく地方公共団体の長が所管するものも多数ある。

²⁶ 神奈川県大和市文化創造拠点シリウスでは、施設内に無線・有線LANを整備するとともに、印刷コーナーを設置し、分類にとられない配架を行うなどの工夫を行っており、パソコンを持ち込んで仕事をする人も多いという。

<参考>

○博物館法（昭和26年法律第285号）

（定義）

第2条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

（博物館に相当する施設）

第29条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会）が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第二十七条第二項の規定を準用する。

- 今後は、上記のような博物館法に定める役割をより充実した形で果たすよう、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、地域の学校における学習内容に即した展示・教育事業の実施や、教師の授業支援に繋がるような教材やプログラムの提供等を強化することや、地域住民はもとより、国内・国外の多くの人々が知的好奇心を満たしつつ広く交流することのできる場としての役割を強化することが期待される。
- また、各種の講演会、研究会等の開催を通じて、各分野におけるボランティアの養成や、友の会等のネットワークづくりを展開することや、住民参加のワークショップ等を通じて、博物館の事業やその地域の在り方、社会的課題解決の方法等についても議論し、博物館の事業の改善や住民の主体的な活動につなげていくことも一層重要である。
- 特に、近年の訪日外国人旅行者数の増加等により、博物館は地域の学習活動の拠点

のみならず、観光振興や国際交流の拠点など幅広い役割が期待されている。その際、単なる観光資源としてではなく、その本来の役割を基本に置きつつ、旅行者に日本や地域について理解を深めてもらい、親近感を醸成してもらう場や、旅行者と住民とが交流する場として、博物館の機能をより幅広く発揮するという視点が重要である。また、住民が自らの地域について学び、誇りを持つこと（シビックプライド）や市民のキャリア（生き方）支援などの観点からも博物館は重要な役割を果たすと考えられる。なお、各博物館の目的や性格、規模、運営体制に照らした場合、観光振興や国際交流を推進する事業を展開することがなじまない地域博物館があることにも十分に留意する必要がある。

- さらに、2019年9月にはI COM（国際博物館会議）京都大会2019が開催されるなど、博物館の振興に向けた機運は高まってきている。2017年の日本博物館協会「博物館登録制度の在り方に関する調査研究」報告書においても「I COM京都大会の開催こそ、国際的視野に立って我が国の博物館制度を見直す絶好のチャンス」との指摘もあることから、今後、専門家や関係機関とも十分に意思疎通を図りつつ、現場の状況を十分に把握した上で、博物館の一層の振興に向けたより専門的な検討が行われることを期待したい。

（４）青少年教育施設

- 青少年教育施設は、青少年を対象に研修事業や体験活動プログラムの提供を行うとともに、青少年団体等の利用に供するために設置される社会教育施設であり、体験活動の機会と場を提供する中心的な役割を担っている。また、職員等の指導による自然体験活動のみならず、集団で食事や入浴をするなどの団体宿泊訓練を通じて協調性を養ったり、規則正しい生活体験の機会を提供する場でもあり、青少年の成長に大きな影響を与えている。
- 今後は、上記の役割に加えて、次代を担う青少年の健全育成を総合的に推進し、さらには、青少年が社会の担い手となることを支援する拠点としての役割を担うことも期待される。例えば、これまでの取組に加え、様々な悩みを抱える若者を対象とした相談や自立支援、引きこもりや非行少年の自立支援、地域における防災拠点等の役割を青少年教育施設が担うことも考えられる。また、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校との連携の強化を図る視点も重要である。
- 青少年教育施設において、上記のような取組を地域住民のニーズに沿った形で分野横断的に推進することにより、青少年が地域や社会に主体的に参画し、その将来を担っていく力を育てることが期待される。

(5) 女性教育施設

- 女性教育施設は、女性や女性教育指導者を対象に各種の研修・情報提供等を行うとともに、その施設を女性や関係団体等の利用に供するために設置される社会教育施設であり、女性教育の振興に大きく貢献している。また、「男女共同参画センター」や「女性プラザ」等として、社会教育にとどまらず幅広い活動を行っているものも多く、女性向けのキャリア形成支援やリーダー育成等に係る講座を展開するとともに、女性に関する各種相談窓口を設置するなど、男女共同参画の推進にも大きく貢献している。
- 少子高齢化や生産年齢人口の減少、地域コミュニティの衰退等の社会の変化の中で、労働市場や地域社会において、女性の一層の社会参画が期待されており、例えば、出産・育児等により離職した女性の就業支援や地域活動への参画を支援するための多様な学習機会の確保や情報提供等が求められている。
- 地域において女性の社会参画を支援し、将来の地域づくりへ貢献していく観点からも、今後、女性教育施設には、地域の多様な課題を踏まえながら教育委員会、首長部局（まちづくり部局、労働部局、福祉部局等）、学校、関係機関・施設等との連携・協働により総合的に取組を進めることが期待される。

第2章 今後の社会教育施設の所管の在り方

(検討の背景)

- 第1章で示したように、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設には、一人一人の生涯にわたる学びを支援するという役割に加え、地域活性化・まちづくりの拠点、地域の防災拠点などとしての役割も強く期待されるようになっており、住民参加による課題解決や地域づくりの担い手の育成に向けて、住民の学習と活動を支援する機能を一層強化することが求められるようになってきている。また、施設の設置・運営についても、例えば、過疎化や高齢化の著しい地域で社会教育施設と高齢者福祉施設の複合化が進んでいることに示されるように、複合的な課題により効果的に対応するため、社会教育行政部局とまちづくり、福祉・健康、産業振興等の他の行政部局、教育機関、企業、NPO等の多様な主体との連携を強化することが欠かせなくなっている。
- このような状況の中で、地方公共団体からは、地方公共団体の判断により、地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管することができる仕組み(以下「特例」という。)を導入すべきとの意見が提出されており、政府としての検討が求められている。

(社会教育行政の所管について)

- 戦後、地方における社会教育に関する事務は、政治的中立性や継続性・安定性の確保等の観点から、教育委員会の所管とされ、今日まで約 70 年の歴史を刻んできた。この間、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設の充実と社会教育主事をはじめとする社会教育行政の推進体制の整備が図られ、社会教育は、学校教育以外の場における学習の機会を提供し、国民が自己の充実と生活の向上を図り、豊かな人生を送る上で大きく貢献するとともに、地域における人づくりやつながりづくりを通じて社会の発展に寄与してきた。特に、学習活動を通じて、地域住民をつなげるとともに、地域の課題解決等に主体的に関わり、地域の持続的発展を支える人材を育ててきたことは、教育委員会が社会教育行政を所管することの強みが発揮された点と言える。

- 今後、我が国においては、人口減少の進行や人生 100 年時代の到来、Society5.0 に代表されるような社会の大きな変化が予想されている。こうした中では第 1 部でも述べたように、個人の人生の充実のためにも、社会の持続的な発展のためにも、学びを通じて一人一人がその能力を不断に高め続けることが重要であり、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を個人の生活や地域での活動、職業等に生かすことのできる「生涯学習社会」実現への取組をより強固に進める必要がある。

- そのためには、行政としても、国・地方を問わず、学校教育・社会教育の振興を通じた生涯学習社会の構築の取組をこれまで以上に強力に展開する必要がある。その際、①新学習指導要領において、子供たちが未来社会を切り拓くために必要な資質・能力とは何かを学校と社会が共有し相互に連携する「社会に開かれた教育課程」の実現を目指していることや、②平成 29 年の社会教育法改正により「地域学校協働活動」が新たに規定され、学校と地域の一層の連携が求められていること、さらには、③社会人の学び直しによる生涯を通じた能力の開発や、地域で心豊かに活動するための学び、多様な人々と共に生きる社会を作るための学び、高齢者が健康で自立して暮らしていくための学び等の充実が求められていることを踏まえれば、学校教育と社会教育との連携・融合を図りながら、横断的・総合的な視点で教育行政を展開していくことが一層重要と考えられる。

- このような観点から、社会教育に関する事務については、今後とも教育委員会が所管することを基本とすべきと考える。教育基本法第 17 条に規定される教育振興基本計画の策定等を通じ、国・地方の双方において、学校教育・社会教育を通じた総合的な教育政策に今後一層注力することが求められる。

- その上で、公立社会教育施設の所管に特例を設けることについて、以下検討する。

1. 特例を設けることについて

(他行政分野との一体的運営による質の高い行政の実現の可能性)

- 公立社会教育施設の所管に関する特例を設け、地域の実情に応じて、地方公共団体の判断により公立社会教育施設の所管を地方公共団体の長とすることができることとすることにより、当該施設を活用して、当該施設における社会教育の事業等と、まちづくりや観光等の他の行政分野の社会教育に関連する事業等とを一体的に推進することで、より充実したサービス等を実現し、地方行政全体としてより大きな成果を上げる可能性がある。
- また、社会教育は、福祉、労働、産業、観光、まちづくり、青少年健全育成等の地方公共団体の長が所管する行政分野とも大きな関わりを持つものである。公立社会教育施設を地方公共団体の長が所管することとなる場合、長の所管する他の行政分野における人的・物的資源や専門知識、ノウハウ、ネットワーク等を公立社会教育施設においても新たに活用できるようになること、また、社会教育主事等が地方公共団体の長の所管する行政分野を含めてより幅広く社会教育に関する取組を支援しやすくなることで、当該施設の運営のみならず、社会教育行政全体の活性化にとってもプラスの効果が生まれる可能性がある。
- 地域によっては、まちづくりや地域の課題解決に熱意を持って取り組んでいる人材を社会教育施設の行う諸活動に必ずしも十分に生かし切れていない場合があるとの指摘もあり、社会教育の新たな担い手として、これまで社会教育と関わりがなかった、幅広い世代の多様な専門性を持つ人材等の参画も強く期待される場所である。地方公共団体の長が施設を所管することにより、そのような人材を発掘・育成し、社会教育の分野での活躍を導くことにもつながる可能性がある。

(施設の効果的・効率的な整備・運営の可能性)

- また、施設の整備に関して、社会資本整備計画や地方版総合戦略等は首長部局が中心となって行っており、これらに関連する国の支援方策に関する情報等も一般的には首長部局に集約される。こうした計画等に社会教育施設の整備も位置付けることにより、施設のより戦略的な整備が推進される可能性がある。
- 施設の運営の面についても、様々な分野の施設が複合した形で設置されている場合²⁷に、その所管を一元化することで、当該複合施設の運営がより効率的に行える可能性

²⁷ 第1部第2章「4.」参照。

がある。

2. 社会教育の適切な実施の確保の在り方について

- 公立社会教育施設の所管を地方公共団体の長とすることができることとするに
ついては、上記のような意義がある一方で、社会教育の適切な実施の確保の在り方につ
いて十分な検討が必要となる。
- 学校教育、社会教育の別を問わず、教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国
家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して
行われるものである。
- 特に、学校教育は、児童生徒の発達段階に応じた体系的な教育を行うことにより、社
会を生きる上での基礎的な素養を身に付けさせるものであり、教育を受ける者の人格
形成に直接影響を与える度合いが特に強いものであることから、教育基本法、義務教育
諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法、公職選挙法及び教育公
務員特例法において、政治的中立性の確保に特に配慮する規定が置かれている。
- 社会教育行政においては、政治的中立性を確保することは極めて重要である一方、
社会教育は、随時かつ任意で参加できるものであり、事業内容に応じて自由に参加を判
断するものであることなど、学校教育とは異なる側面も多い²⁸。
- これらのことを考え合わせれば、社会教育行政における政治的中立性の確保につい
ては、学校教育と完全に同一の措置を講ずる必要があるとまでは言えないものの、その
確保のためには、例えば、教育委員会による関与など一定の担保措置を講ずる必要があ
ると考えられる。したがって、社会教育に係る事業を展開する社会教育施設の所管を地
方公共団体の長とする場合には、政治的中立性を確保するため、上述のような一定の担
保措置を講ずることについて検討する必要がある。

²⁸ 中央教育審議会「今後の地方教育行政の在り方について（答申）」（平成 25 年 12 月）におい
て、首長が任免を行う教育長を地方教育行政の責任者とするについて検討が行われた
際、教育行政の政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育長による事務執行に合
議制の教育委員会が必要な歯止めをかけられるような制度的措置を講じることが議論され
た。その中では、教職員や事務局職員の人事、教育内容等、教科書その他の教材の取扱いな
どの特に重要な個別の事務については、教育委員会の議に基づいて、教育長が基本方針を策
定することとする（議に「基づいて」とは、法的拘束力があるものと解されている。）とされ
た一方、社会教育に関する事務を含めたその他基本的な事項については、教育委員会の議を
経ることとする（議を「経る」とは、従う義務まではないが、強い拘束性があるものと解さ
れている。）とされ、特に重要な個別の事務とは明確に区別した扱いがなされていた。

- このことは、社会教育行政に広く住民の意向を反映させ、個人の要望や社会の要請に応えた取組を推進する上でも、人づくり・つながりづくり・地域づくりの基盤となる社会教育施設としての専門性を確保するとともに、社会教育と学校教育との連携を推進する上でも重要と考えられる。社会教育においては、個人の要望や社会の要請に応じた多種多様な学習機会が整備されることが重要であり、行政による学習機会の提供に当たって、行政的な視点が優先され、学習に関する住民の自主性・自発性が阻害されることのないよう、地域住民の意向の反映に留意することが重要である。
- さらに、本件特例が設けられる場合、それを活用することにより地方公共団体の長が新たに所管することとなる公立社会教育施設についても、住民の主体的な参画により、学びと活動を通じたより良い課題解決と、その過程における人々の成長という社会教育の意義が実現されるよう運営されることが重要である。そのためにも、これらの施設に対し、教育委員会が、教育に関する専門性を生かし、一定の関与を行うことが適切と考えられる。特に、社会教育主事は、社会教育法の規定により、広く社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与えることとされており、本件特例が活用される場合には、一層重要な役割を担うことが必要と考えられる。
- 本件特例を設ける場合の社会教育の適切な実施の確保のための担保措置については、例えば、地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管することについての条例を定める際には、スポーツ、文化及び文化財保護に関する所管についての場合と同様に、教育委員会の意見を聴くことを義務付けることのほか、例えば以下のような仕組みを導入することについて議論が行われた。なお、具体的な在り方については、これらも含め、法制化のプロセスにおいて更に詳細に検討する必要がある。
- (議論された担保措置の例)
- 地方公共団体の長が公立社会教育施設の管理運営の基本的事項について規則を制定する際には、あらかじめ教育委員会の意見を聴くこととする。
 - 教育委員会は、公立社会教育施設の設置・管理・運営について必要と認めるときには地方公共団体の長に意見を述べるができることとする。その際、総合教育会議や社会教育委員の活用も考慮することとする。
 - 公立社会教育施設の事業の実施内容については、社会教育に関し見識のある者から構成される会議を設置し、地方公共団体の長又は教育委員会に意見を述べる²⁹。

²⁹ なお、当該会議を設ける場合の運用については、教育委員会が委嘱する社会教育委員の会議を活用し、その委員の委嘱に係る参酌基準において公民館、図書館、博物館等の社会教育施

- このような担保措置を講ずることにより、政治的中立性の確保のみならず、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映、学校教育との連携に関しても、その確保が可能となるものと考えられる。

3. 公立社会教育施設の所管に関する考え方

- 以上の検討を踏まえ、社会教育に関する事務については今後とも教育委員会が所管することを基本とすべきであるが、公立社会教育施設の所管については、当該地方の実情等を踏まえ、当該地方にとってより効果的と判断される場合には、地方公共団体の判断により地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管することができることとする特例を設けることについて、「2.」で述べたような社会教育の適切な実施の確保に関する担保措置が講じられることを条件に、可とすべきと考える。
- 本件特例により、地方公共団体の長が担当することとなる事務には、公立社会教育施設の設置とその運営に関する事務（例：規則の策定、各種事業の実施、職員の任命、審議会等の設置・委員の委嘱、運営状況の評価・情報提供等）が含まれることになるものと考えられる。

4. 地方公共団体において特例措置を活用する場合に留意が求められる点

- 本件特例の導入により、地方公共団体の判断により首長部局に所管が移った場合であっても、それぞれの施設が、社会教育法、図書館法、博物館法等に基づく社会教育施設であることに変わりはなく、当然のことながら、各社会教育施設には、それぞれの法律に定める目的に即し、必要とされる専門的職員を配置する等各種の基準等を遵守して、社会教育の振興に努めることが求められる。
- あわせて、当該公立社会教育施設について、運営状況の評価や情報発信を一層推進するとともに、各施設に設置された審議会や協議会等を積極的に活用することなども重要である。

設について見識を有する者についても明記することや、地方公共団体が社会教育施設の管理運営に関する委員会組織を設置し、その委員の委嘱に係る参酌基準において社会教育委員、公民館運営審議会、図書館協議会、博物館協議会の委員及び教育委員会が推薦する者について明記すること、会議は公開で行い、議事録を作成し公表することなどについても議論があった。また、このような会議の役割については、教育委員会自身が担うべきとの意見もあった。

- 本件特例の趣旨は、社会情勢の変化の中、公立社会教育施設が求められる役割をよりよく果たすことができるよう、地域の実情等を踏まえ、教育分野以外の分野の専門的知見、経験や人脈、情報発信に係る資源を有する首長部局が、社会教育行政の新たな担い手として加わることを可能にすることである。すなわち、多様な主体の参画により地域における社会教育の振興がこれまで以上に図られるようになることを期待して導入しようとするものであり、このことを国、地方公共団体、関係団体等の全ての関係者が十分に認識した上で、社会教育の充実に取り組む必要がある。その際特に、各地方公共団体において組織体制の強化を図るとともに、社会教育主事や社会教育施設の専門性を担う職員（公民館主事、司書、学芸員等）の資質の一層の向上や社会教育士の積極的な活用等に取り組むこと、さらには、地域づくりに対する住民の関心を高め、一層の参加を進めるための環境整備を図っていくことが望まれる。

(教育行政としての一体性・専門性の確保)

- 公立社会教育施設における事務は、地方の社会教育行政の重要な柱となるものであり、地方公共団体の判断により地方公共団体の長がこれを所管することとなる場合においても、社会教育施設としての専門性を発揮することはもちろん、公立社会教育施設に関する事務以外の社会教育に関する事務との一体性を保ち、さらには、学校教育とも強固に連携しながら進めることが重要である。このため、本件特例を活用する場合においても、教育委員会には、総合教育会議³⁰等を積極的に活用しながら、首長部局やNPO等の多様な主体との連携・調整を行い、社会教育の振興の牽引役としての積極的な役割を果たしていくことが求められる。さらに、地方公共団体の長の策定する、当該地方公共団体の地域活性化プランや観光振興計画等においては、公立社会教育施設に関する事項はもとより、広く社会教育、学校教育との連携等についても留意した記載を行うなど、相互の連携に基づく総合的な行政が進められることが重要と考える。
- 公立社会教育施設の所管に関する特例を活用する場合において、都道府県教育委員会においては、専門的な知見を活かし、広域的観点から域内の社会教育行政の総合的な推進を図るとともに、都道府県域内全体を俯瞰した上での学校教育との調整役としての役割も担うことが期待される。また同様に、市町村教育委員会においては、域内の社会教育行政を推進するとともに、社会教育と学校教育との連携が一層重視されるようになっていることも踏まえ、社会教育主事も活用し、地域学校協働活動の推進や社会教育関係団体との連携等について積極的な役割を果たしていくことが求められる。

³⁰ 総合教育会議の協議事項については、福祉部局と連携した総合的な放課後対策等を設定した例は見受けられるが、その他の社会教育に関する事項を設定している例が少ない現状にあり、同会議のより積極的な活用を通じ、分野を越えた連携による効果的な施策の実現や、あらゆる分野における住民の主体的な参加の促進につなげていくことが期待される。

る。

- 加えて、本件特例を活用する場合にも、社会教育施設として求められる専門性を確保する観点から、首長部局において、教育委員会との連携の下、当該社会教育施設の中核を担う存在である司書や学芸員等の専門的職員に対する研修を充実することが求められる。こうした専門的職員の研修については、国や都道府県教育委員会も積極的な役割を果たすべきである。さらに、当該施設に関し、社会教育主事が専門的技術的な助言と指導を積極的に行うことなども重要と考えられる。
- 本件特例を導入する場合には、首長部局も社会教育行政の一翼を担うこととなることから、国においては、関係省庁間での連携を一層強化するとともに、公立社会教育施設を担当する首長部局とも十分な意思疎通を図りながら、連携関係を構築していくことが求められる。また、都道府県教育委員会においても、市町村の首長部局に対して、同様の対応が求められる。
- 今後、地方公共団体において公立社会教育施設の所管に関する特例を活用しようとする場合には、その職員等として社会教育士を積極的に活用するなど、社会教育に専門的な知見のある人材の積極的な登用を推進すること、さらには、地域の課題解決に熱意を持って取り組む様々な分野の人材を巻き込み、こうした人材と協働しながら、地域を担う人づくりを進めていくことが望まれる。
- また、第1部でも確認したように、社会教育はその実施に当たって「学び」のプロセスが存在していることが大きな意義である。地域における社会教育の取組においては、住民の主体的な学びが、住民自身の成長や他者とのつながりづくりに発展し、このことが地域づくりの基盤となることが期待される。今後、地方公共団体の長が地域の総合的判断として、社会教育施設を地方公共団体の長が所管する本件特例を導入する場合にも、社会教育行政とも密接に連携しつつ、その施策の中に社会教育を基盤とした、学びを通じた人づくり・つながりづくり・地域づくりの視点を明確に組み込んでいくことが重要と考えられる。

(地方自治法に定める事務委任・補助執行の活用の検討)

- 地方公共団体においては、地方自治法第180条の7の規定による事務委任・補助執行により、首長部局が公立社会教育施設に関する事務を行う事例も増えている。事務委任・補助執行を行っている地方公共団体からは、権限と責任の所在の曖昧さや執行上の手続きの煩雑さを指摘する声がある一方、公立社会教育施設の運営を首長所管の他の行政分野と一体的に行うことができる等の点については評価されている。

- 各地方公共団体において公立社会教育施設の所管に関する特例の活用を検討するに当たっては、事務委任・補助執行のような既存の制度の活用についても併せて十分に検討の上、より適切な方法を選択することが望まれる。